

公益財団世界こども財団評議員会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人世界こども財団（以下「この法人」という。）の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

- 第2条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とし、前者は毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に理事会の決議に基づき、理事長がこれを招集する。
- 2 前項にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、横浜地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日に評議員会の日とする旨の通知が発せられない場合

(招集の手続き)

- 第3条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を決める。
- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項
 - (3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - ア 評議員の選任又は解任
 - イ 役員の選任又は解任
 - ウ 評議員会運営規則の改廃
 - エ 評議員及び役員の費用に関する規程の改廃
 - オ 定款の変更
 - カ 事業の全部又は一部の譲渡
 - キ 法人の継続
 - ク 合併契約の承認

(招集の通知)

- 第4条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面又は電磁的方法によりその通知をしなければならない。
- 2 前項の通知には、第3条第1項各号に掲げる事項を記載又は記録する。

(招集手続の省略)

- 第5条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員全員からこれに同意する旨の書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第6条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(評議員提案権)

第7条 評議員が理事長に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときには、その請求は、評議員会の日の2週間までにしなければならない。この場合は、その評議員は、提出しようとする議案の概要を招集通知に記載又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項に限り議案を提出することができる。

(定足数等)

第8条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、当該評議員会において議事録署名人2名以上を選出しなければならない。

(評議員会の決議事項)

第9条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにこの法人の定款に定める事項に限り決議する。

2 個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載し又は記録された事項について決議する。

3 前項にかかわらず、招集通知に記載し又は記録された事項以外（第10条第2項に掲げる事項は除く。）当該評議員会において決議が必要な事項が生じた場合には、当該評議員会に出席した評議員全員からの同意があるときには、これを発議し、決議することができる。

(議決)

第10条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の議決は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第11条 評議員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別紙に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

3 議事録には、議長及び議事録署名人2名以上が記名押印をしなければならない。

(議事録等の配布)

第12条 議長は、必要に応じて、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)
第 1 3 条 評議員会の事務局は、定款第 3 8 条に規定する事務局がこれにあたる。

第 5 章 補 則

(改廃)
第 1 4 条 本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。
【附則】
本規程は、平成27年5月12日から施行する。

別紙

評議員会議事録記載事項

- 1 開催の日時、開催の場所
- 2 出席した評議員の氏名
- 3 議事の経過の概要及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 5 評議員会において監事が意見又は発言をしたときは、その意見又は発言の内容の概要
- 6 同席した理事、監事、委員会委員、事務局長等の氏名及び職名
- 7 議長の氏名
- 8 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 9 議事録著名人の氏名

(決議省略評議員会の場合)

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項及びその関連資料
- 2 上記1の事項を提案した者の氏名
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(報告省略評議員会の場合)

- 1 評議員会への報告を要しないものとされた事項等
- 2 評議員会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名